

習志野市公共施設躯体活用型建替検討専門委員会設置要領

(目的)

第1条 公共施設の建替にあたり、事業費の縮減、廃棄物の減量等を図る観点から、既存建物の再利用可能な躯体等を活用し、内装、設備等を更新する躯体活用型建替（リノベーション）手法を選択する際に必要となる判断基準を明確化するとともに、判断するために必要な情報の内容及び収集方法等を検討することを目的として、習志野市公共施設躯体活用型建替検討専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、専門的な見地から検討し協議を行い、市長に対して意見を述べるものとする。

- (1) 躯体活用型建替手法を選択する際に必要となる判断基準に関すること
- (2) 基準に基づき判断するために必要な情報の内容及び収集方法に関すること
- (3) その他、躯体活用型建替に関すること

第3条 委員会は、委員5名以内で組織し、下記の者から市長が委嘱する。

- (1) 建築材料に関し知識経験を有する者
- (2) 建築・都市計画に関し知識経験を有する者
- (3) 法律に関し知識経験を有する者
- (4) 契約に関し知識経験を有する者
- (5) リスクマネジメントに関し知識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委員会の設置期限までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員（臨時委員を含む。以下同じ）の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の検討内容により委員長が必要と認めるときは、臨時委員を委員会に加えるものとする。

4 臨時委員の任期は、委嘱の日から委員会への出席が終わるまでの間とする。

5 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財政部資産管理室資産管理課が処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

2 委員は、大久保地区公共施設再生事業に係る施設整備及び運営事業に応募する事業者の支援に携わることはできない。

附 則

この要領は、平成 27 年 8 月 5 日から施行し、平成 28 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。